

令和5年

第8回農業委員会総会議案書

令和5年8月24日(木)

大竹市農業委員会

令和5年第8回農業委員会総会

1 日 時 令和5年8月24日(木)
午前10時00分～午前10時10分

2 場 所 大竹市役所3階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	石井 昌嗣
2	佐多 亜也子	7	東田 保夫
3	齋藤 忠昭	8	丸小 操
4	中村 昭彦	9	橋村 実男
5	平尾 泰子		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	上野 克己		中村 嗣孝

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	藤本 英樹
事務局書記	金山 明男		

令和5年第8回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年8月24日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	報告第12号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第3	報告第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第8回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

委員の皆様、ご多用の中農業委員会総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第8回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、8番 丸小 操 委員、9番 橋村 實男 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。

申請地は、栗谷町後原の1筆です。地目は田、現況も田、面積は189㎡です。

譲渡人は、自宅から遠距離であることから、自ら耕作することが困難なため、譲受人に売買により所有権を移転するものです。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。3番 齋藤委員お願いします。

齋藤委員

本件につきまして、8月15日午後1時半から事務局の藤本様と一緒に現地確認を行いました。農業倉庫の利用ということでございまして、問題がないことを確認させていただきました。以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第2 報告第12号「農地法第4条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（藤本）

それでは、報告第12号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

議案書は 5ページ、地図は 6ページをご覧ください。

届出地は、油見二丁目の1筆で、地目は畑、面積は315㎡です。

場所は、線路の山側で、翠橋の大竹駅寄りになります。

届出人は、賃貸住宅用地として利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。8月10日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

続いて、日程第3 報告第13号「農地法第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第13号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

議案書は 7ページ、地図は 8ページをご覧ください。

届出地は、白石一丁目の4筆、登記地目は田、現況は宅地介在畑、面積は174㎡となっています。

転用目的は譲受人が申請地を住宅用地として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

7月28日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第8回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。